

使用料

令和元年10月1日改定

①基本使用料			基本使用料の額					②時間外使用料 1時間当りの額	③ 専ら練習、準備等の為に利用する場合の使用料 ホールの当該利用に係る基本使用料の額と時間外使用料の額とを合算した額の70%に相当する額(使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。)
			午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00	
ホ ー ル	平 日	入場料を徴収しない場合	円 7,810	円 10,450	円 14,080	円 18,260	円 24,530	円 32,340	3,880 円
		500円以下の入場料を徴収する場合	17,820	23,760	32,120	41,580	55,880	73,700	8,840
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	22,330	29,700	40,150	52,030	69,850	92,180	11,060
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	28,930	38,610	52,140	67,540	90,750	119,680	14,360
		2,000円を超える入場料を徴収する場合	35,640	47,520	64,130	83,160	111,650	147,290	17,670
	土 日 ・ 休 日	入場料を徴収しない場合	9,350	12,430	16,830	21,780	29,260	38,610	4,630
		500円以下の入場料を徴収する場合	21,340	28,490	38,500	49,830	66,990	88,330	10,590
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	26,730	35,640	48,070	62,370	83,710	110,440	13,250
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	34,760	46,310	62,480	81,070	108,790	143,550	17,220
		2,000円を超える入場料を徴収する場合	42,790	56,980	76,890	99,770	133,870	176,660	21,190
集 会 室	1号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	2,200	2,860	3,850	5,060	6,710	8,910	1,060
		営利又は営業の宣伝を目的とする場合	6,490	8,580	11,550	15,070	20,130	26,620	3,190
	2号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	1,320	1,760	2,420	3,080	4,180	5,500	660
		営利又は営業の宣伝を目的とする場合	3,850	5,170	6,930	9,020	12,100	15,950	1,910
	3号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	880	1,100	1,540	1,980	2,640	3,520	420
	4号室 5号室	営利又は営業の宣伝を目的とする場合	2,200	2,970	3,960	5,170	6,930	9,130	1,090
備考	1 この表において入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、入場料に2以上の区分がある場合にあっては、そのうちの最高額をいう。 2 この表に定める時間区分には、実際に利用する時間のほか、その準備及び片付けに要する時間を含むものとする。 3 利用者が入場料を徴収しないで営利(利用者が商行為のため、特定又は不特定多数のものを対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待、その他これに類する行為をいう。)の目的に利用する場合の使用料の額は、1,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。 4 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。							1時間未満のときは、1時間として計算する。	

④ 冷暖房設備使用料

区 分		1時間当たりの使用料 1時間未満のときは 1時間として計算する。
ホール	冷房	5,830円
	暖房	4,620円

⑤ 持込み電気機器使用料

持込の電気機器の使用により通常以上に電力を消費する場合に適用する。

1利用単位つき 1kw当り 150円

1利用とは、基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間をいう。